

## 川上村マスコットキャラクター「レタ助」の使用に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川上村マスコットキャラクター「レタ助」(以下「キャラクター」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「キャラクター」とは、村が別に定めたマスコットキャラクターの基本デザイン及びその展開デザインのことをいう。

(使用)

第3条 キャラクターは、個人、企業、その他団体において、営利又は非営利を問わず使用できるものとする。

(使用承認申請)

第4条 キャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ川上村マスコットキャラクター使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、村長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 村が使用するとき。
  - (2) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
  - (3) その他村長が認めたとき。
- 2 デザイン統一のため、申請された完成見本、デザイン等の修正を求めることがある。
- 3 村長は、承認にあたり条件を付することができる。

(使用承認)

第5条 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

- (1) 村の信用又は品位を害するおそれのあるとき。
  - (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
  - (3) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれのあるとき。
  - (4) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれのあるとき。
  - (5) 川上村暴力団排除条例(平成23年条例第11号)第2条に定める個人又は団体が使用するとき。
  - (6) 不当な利益を得るために利用されるおそれのあるとき。
  - (7) 前各号に規定するもののほか、その使用が不相当であると認めるとき。
- 2 村長は、前条の規定による申請に基づき使用承認したときは、川上村マスコットキャラクター使用承認書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。
- 3 村長は、使用が不適切と判断したときは、川上村マスコットキャラクター使用不承認通知書(様式第3号)を申請者に交付するものとする。

(使用料)

第6条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用期間)

第7条 キャラクターを使用できる期間は、承認を受けた日から最長で1年とする。ただし、村長が認めた場合は、この限りではない。

(遵守事項)

第8条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) キャラクターのデザインの形状及び色は変更しないこと。ただし、村長が適当と認めた場合はこの限りではない。
- (2) キャラクターの彩色は、原則として定められた色を使用すること。ただし、村長が適当と認めた場合はこの限りではない。
- (3) キャラクターには、「川上村マスコットキャラクター レタ助」又は「川上村 レタ助」の表記を付し、原則として承認番号を明記すること。なお、表記が難しい場合は、村長と別途協議すること。
- (4) キャラクターのイメージ等を損なうことがないよう適正に使用するとともに安全性、品質等についても十分な配慮をすること。

- (5) 承認を受けた目的以外に使用しないこと。
  - (6) 承認を受けた権利を第三者に譲渡したり転貸しないこと。
- (承認内容の変更)

第9条 承認された内容を変更しようとするときは、速やかに村長に報告し、村長の指示を受けなければならない。

(使用承認の取消し)

第10条 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消すことができる。

- (1) 第5条第1項に定める事項に該当すると認めるとき又は第8条に定める事項を遵守しないと認められるとき。
  - (2) 申請の内容に虚偽のあることが判明したとき。
- 2 前項の規定により承認を取り消された者は、承認に係る物品等を使用してはならない。
- 3 村長は、承認を取り消された者にその物品等の回収を求めることができる。この場合において、取消しにより生じた回収費等の損害は、使用者の負担とする。
- 4 村長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(商品等の提出)

第11条 使用承認を受けた者は、その使用に係る商品等の完成後30日以内に、実物又は写真等を村長に提出しなければならない。

(キャラクターに関する権利)

第12条 キャラクターに関する一切の権利は、村に帰属し、キャラクターを使用する者が自己のものとして商標及び意匠として登録することはできないものとする。

(事故、苦情、係争等の処理)

第13条 キャラクターの使用に関して事故、苦情、係争等が生じた場合は、キャラクターを使用した者の責任において必要な措置を講じるものとし、村は一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第14条 キャラクターの使用において村に損害を生じさせた者は、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。